

平成23年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	020	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 <u>事業所税</u> その他()		
要望項目名	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容(概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 関西文化学術研究都市建設促進法（昭和62年6月制定。以下「促進法」という。）に基づいて整備される文化学術研究施設に係る課税の特例措置を2年延長する。</p> <p>・特例措置の内容 文化学術研究施設 事業所税 : 資産割の課税標準 5年間1/3控除 (資金額 2億円以上)</p>		
関係条文	地方税法附則第33条第5項		
減収見込額	(初年度) — (▲1.0) (平年度) — (▲1.0) (単位:百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>関西文化学術研究都市(以下「学研都市」という。)の建設は、促進法に基づき、文化学術及び研究の拠点となる都市づくりをめざすものであり、我が国及び世界の文化等の発展並びに国民経済の発達に寄与する重要な国家プロジェクトである。都市建設に当たっては、学術・産業・行政及び市民がそれぞれの役割を果たしながら、かつ連携を強化して建設を進めることを基本方針としている。</p> <p>また、学研都市は、「都市の建設段階」(セカンドステージ)から、現在「建設推進・高度な都市運営の段階」(サードステージ)を迎えており、サードステージにおける都市建設の推進に取り組んでいるところである。</p> <p>本特例措置は、事業者の活力を十分に活かして多様な規模・機能の文化学術研究施設の立地促進を図り、新産業創出等国民経済の活性化を図ることを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>促進法に基づく基本方針では、「高度な文化拠点としての機能、新たな文化・学術・研究の推進、及び新たな産業の創出を牽引する機能の整備を図る」など、今後も学研都市の建設を促進してゆくこととされている。</p> <p>なお、国家プロジェクトである学研都市は、科学技術基本計画(平成18年3月28日閣議決定)においても、「内外に開かれた国際拠点として引き続き育成・整備を図る」とされており、今後とも整備の促進が求められているところである。</p> <p>「文化学術研究施設」は、本都市の文化・学術・研究機能の中心的な役割を担う施設であり、その集積により、大学や他研究機関との共同研究・交流や産学官連携、シーズとニーズの融合がなされ、研究開発の進展、研究成果を活かした新技術の創造と新事業の創出、地域及び我が国経済の活性化といった効果が得られることから、高い公益性が認められ、地方による支援のみならず国としてその集積整備を強力に推進する必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 7 都市再生・地域再生等の推進 施策目標 2 6 都市再生・地域再生を推進する 業績指標 1 5 1 ②関西文化学術研究都市における立地施設数
	政策の達成目標	本都市にふさわしい文化学術研究施設の立地を促進し集積度を高め、学研都市としての総合的な集積メリットが発揮されることによって、我が国のみならず世界を代表する文化・学術・研究の拠点形成し、もって、国民経済の活性化に寄与することを目標とする。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間（平成24年度末まで）
	同上の期間中の達成目標	学研都市は、建設途上であるものの、建設推進・高度な都市運営の段階を迎えており、知的集積及び新産業創出等を図るための研究所用施設の立地を促進する。 具体的には拠点形成、集積メリットの発揮のためには一定の施設立地数が必要なことから、施設立地数を目標としており、平成24年度までの施設立地目標は156施設である（平成21年度末は114施設）。 なお、最終的には、学研都市の集積メリットを発揮するため、すべての地区で施設整備率をおおむね50%以上とすることが最低限必要と考えている。
政策目標の達成状況	これまでに82の研究所用施設が立地し、さらに交流施設、文化施設等を含めると112の施設が立地するなど、文化・学術・研究の拠点形成に向けて整備が進んでいる。	
有効性	要望の措置の適用見込み	平成22年度以降については過去3カ年実績の平均により、建物及び付属施設1件、機械及び装置3件を見込んでいる。 本特例は、適用の際に促進法に基づく建設計画に適合しているか等により判断されるものであり、また対象となる研究分野の制限を設けていないことから、特定のもののみに優遇が受けられるものではない。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例により、税収は減少するものの、地域の雇用創出などの経済効果が見込まれるばかりか、研究所用施設の集積により、共同研究の実施等により産業の高度化等の効果が期待される。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	・ 国税の特例措置（法人税）（租税特別措置法第43条の2）（同法施行令第28条の2）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
	要望の措置の妥当性	研究所用施設は、一般的に収益性が低く、初期投資も大きくなる。本特例は資金調達形態にかかわらず初期負担の軽減が図られることから、立地誘導する上で有効に機能しており手段としての確である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成17年度：適用件数1件、減収額1（百万円） 平成18年度：適用件数1件、減収額1（百万円） 平成19年度：適用件数1件、減収額1（百万円） 平成20年度：適用件数2件、減収額2（百万円） 平成21年度：適用件数1件、減収額1（百万円）</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>本特例は資金調達形態に関わらず初期負担の軽減が図られることから、事業者の研究開発設備への投資面できわめて有効に機能している。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>本都市にふさわしい文化学術研究施設の立地を促進し集積度を高め、学研都市全体としての総合的な集積メリットが発揮されることによって、我が国のみならず世界を代表する文化・学術・研究の拠点を形成し、もって国民経済の活性化に寄与することを目標とするとともに、拠点形成、集積メリットの発揮のためには一定の施設立地数が必要なことから、施設立地数を目標としており、平成22年度までの施設立地目標数を144施設としていた。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>リーマンショック等の影響による経済状況の悪化により、全国的に建築着工が低迷している中であって、学研地区における新規立地についても目標に届かない状況となっている。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和62年度：新規 ・平成元、3、5、7、9、11、13、15、17、19、21年度：2年延長 ・平成11年度：拡充（資金額要件の緩和）、面積要件の撤廃 ・平成15年度：新增設に係る特例措置（非課税）